

障害者差別解消法がスタートしました

障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指して、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

この法律では、国・県・市などの行政機関、会社・店舗などの民間事業者に対して、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について定めています。

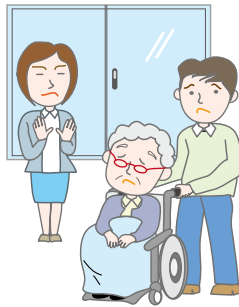


不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否、制限、条件を付けるなど、障害のない人と違う扱いをすること。

例

お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることを理由に断られた。



例

障害があるという理由でアパートを貸してくれなかった。

合理的配慮

障害のある人から、困っていることを取り除いて欲しいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で対応すること。

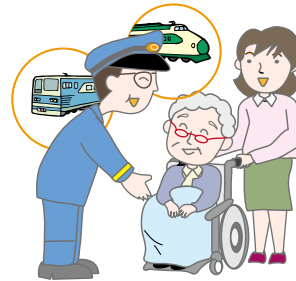
例

筆談や読み上げなど、障害特性に応じた対応をすること。



例

車椅子のかたが乗り物に乗るときに手助けをすること。



	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 禁止 </div> <p style="text-align: center;">不当な差別的取扱いが禁止されます</p> </div>	<div style="background-color: orange; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 法的義務 </div> <p>合理的配慮を行わなければなりません</p>
民間事業者（個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含む）		<div style="background-color: yellow; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 努力義務 </div> <p>合理的配慮を行うよう努めなければなりません</p>

障害者差別解消法は行政機関や民間事業者などを対象としており、一般のかたが個人的な関係で障害のあるかたと接する場合は対象にしていません。しかし、障害を理由とする差別を解消するため、一人一人がこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。

障害者差別解消法の詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。

[障害者差別解消法](#)

[検索](#)

問い合わせ…障害福祉課 ☎048-259-7920 FAX048-256-5650